

新 防災・行政情報配信サービスの運用を開始します

今年度より携帯電話の通信網を利用した新たな防災情報配信サービスを運用を開始します。



【背景】

災害時には多様な手段を用いて町民の方に情報を伝達する必要があり、「大雨時など防災無線の屋外スピーカーが聞こえにくい。」ことは、全国的に多くの自治体で課題となっています。本町においても防災無線を補完する内容を検討してきました。

【防災・行政情報配信サービスとは？】

携帯電話通信網を利用したシステムで、防災無線（屋外スピーカー）と同時に全国瞬時警報システム（Jアラート）が出す地震・気象警報や、町が出す避難情報等（平時の情報伝達も可）を伝達し、戸別受信機による音声案内に加え、スマホアプリへの情報配信等、情報伝達の多様化を目指します。

【具体的にどんな情報？】

【防災関係】

- ①避難情報（避難勧告、避難所情報など）
- ②気象警報、緊急地震速報
（大雨、洪水警報、竜巻注意情報、土砂災害警戒情報など）
- ③ミサイル情報 など

【行政情報】 このほか各種行政情報も配信していきます。

- ・特殊詐欺の注意喚起
- ・感染症予防対策
- ・選挙啓発情報 など

【情報の受け取り方】

下記の方法で情報をお受け取りいただけます

- 戸別受信機（有償または無償貸与）
- スマートフォンにアプリをインストールしていただく（無償）

【戸別受信機とは？】

電源が切れた状態でも自動で起動し、音声で情報を伝える機器のこと。住居等に設置していただき、AC電源もしくは乾電池で使用できるため、持ち運びも可能

【大きさ：横20cm、高さ10cm程】



【戸別受信機の貸与について】

下記に該当する方は無償で貸与し、該当しない方へは、5,000円での有償貸与となります。

（町内に住所を有する方または町内の事業所 世帯で1つまで）

- ア 行政区長
- イ 自主防災組織の代表者
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- オ 生活保護受給世帯
- カ 身体障害者福祉法に基づく、視覚障害1級又は2級の方

【いつから始まるの？】

令和2年5月から8月20日まで、戸別受信機の貸与の希望申し込みお受けします。（別紙 貸与申込書）
申込書を町で受け付け後、配布の方法等については別途通知いたします。

○戸別受信機の貸与は7月頃から開始し、スマートフォンへの配信は8月頃を予定しております。
（詳細は別途お知らせいたします）



【貸与の申込み 問い合わせ先】

塩谷町大字玉生741
町総務課 地域安全担当
☎ 0287-45-1111
FAX 0287-45-1840
内線 224・225